

基準以下の時間外労働での労災認定判決

—大井さん10年のたたかいで勝利勝ち取る—

3月25日、広島高裁岡山支部で国の認定基準を満たさない過労疾患の労災不支給処分取消の判決が確定しました。

過労でも膜下出血

平成13年、空調機器製造会社の職場長大井廣章さんがくも膜下出血で倒れ、左半身麻痺となりました。

大井さんの時間外労働は11カ月前から増加し3ヶ月間前は減少していました。(表)11ヶ月平均で70.6時間、前6ヶ月で63.7時間でした。前2ヵ月では43時間でした。(下グラフ)

国側は、(1)認定期間は発症前6ヶ月間で行う、(2)認定基準(月平均80時間)を満たしていない。月45時間以下では、業務関連性は弱く蓄積疲労が回復すると主張しました。

準拠文献でも60時間での過労を認める

認定基準が準拠した医学的知見も6ヶ月以上の慢性的蓄積疲労調査に基づき、月60時間超の時間外労働と脳・心臓疾患との間に有意な関係を認めていました。

また、月45時間以下であれば因果関係がない、過労回復を裏付ける医学的見解もありませ

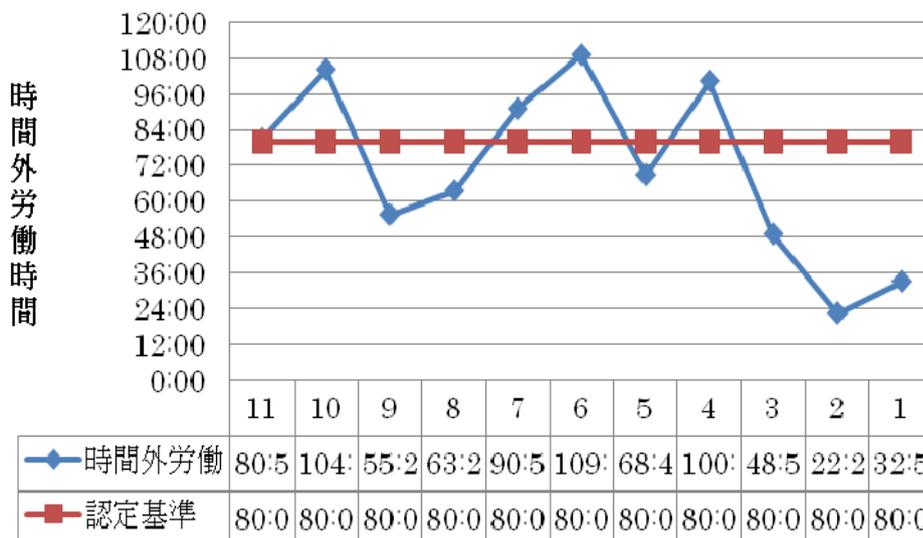
んでした。

このような中で、①相当期間、認定基準を満たす時間外労働に従事し、②かつ、6ヶ月、11ヶ月を平均しても医学的知見と矛盾しない時間外労働(63.7時間、70.6時間)に従事した後、③認定基準が業務疾病と認めるくも膜下出血で倒れ、④労働者が蓄積疲労から回復したことも認められない状況において、業務起因性を認めるか否かの判断が問われました。

国の形式的認定を改め 救済への道開く判決

この判決の意義は、(1)認定基準を形式的にあてはめるのではなく、その準拠する医学的知見が妥当する範囲を見極め、労働者の労働実態および健康状態を詳細に検討して業務起因性を認めることで、直前6ヶ月間の時間外労働時間が足りないとして切り捨てられてきた多くの同種事案に対して、訴訟における認定の途を切り開いたこと、(2)憲法原理に立脚して良心に従った判決をする裁判官により、人権救済の途が確実に切り開かれていくこと、と担当した山本勝敏弁護士は話しています。

発症11カ月前からの経緯



第82回岡山県中央メーデー
○5月1日(日) 10時から
○岡山市旭川河川敷相生橋東詰
その他II倉敷、笠岡、美作(5月1日)
高梁(4月27日)、新見(4月30日)